

薬剤師を目指す学生向けの制度
を新設しました



薬剤師修学資金 貸与制度



どんな制度？

薬学部に進学
したいけれど
学費が...



条件は？

対象者は？

大学の薬学部は6年制で学費や生活費などの経済的な負担は大きいと思いますので、是非本制度をご活用ください。

なお、このパンフレットに記載されている内容はその概要版です。

具体的な手続きについては、「大分県薬剤師確保対策実施要領」や「大分県薬剤師修学資金貸与事業実施規程細則」をご参照ください。

1 薬剤師修学資金貸与制度 とは？

修学資金貸与により薬学部への進学者を援助する制度です。

薬学部大学卒業後、大分県内で薬剤師及び県職員として従事しようと考えている学生に対し、修学資金を給付し、県内就業の支援をします。

2 どのくらい支援を受けられる？

(1) 貸与額は以下の表のとおりです。

	入学金（１年生のみ）	支援金
国公立大学	28.2万円	80万円／年以内
私立大学	26万円	96.4万円／年以内

(2) 大学の第1学年から薬剤師国家試験受験資格を取得するまでの6か年以内とします。ただし、留年期間中は貸与しません。

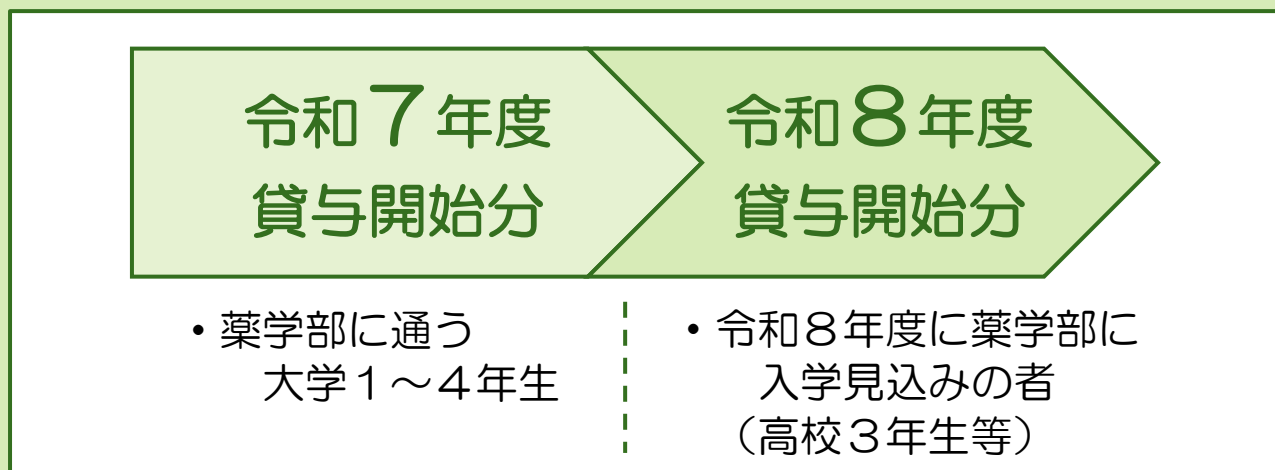
貸与期間は最長6年！



6年間すべて受け取らずに
途中で貸与を休止することができます

休止期間中は修学資金貸与の返還免除条件として定められた業務に従事する期間に換算されません。
ただし、一度休止すると再開はできません。

3 対象者は？



4 貸与の条件は？

以下3つの条件をすべて満たす方

薬学部生であること

成績優秀であって、学長、学部長又は
学校長の推薦を受けた者

薬剤師免許取得後、以下①②いずれか
に該当する者であること※

- ※ ① 県が毎年実施する実態調査において病院が定める定員に対する不足が認められた病院（以下「薬剤師不足病院」という。）で薬剤師として勤務する意思がある者
- ② 県の行政機関に勤務する意思がある者

5 返還を免除されるには？

病院コース

- (1) 薬剤師免許取得後、県内の薬剤師不足病院で薬剤師として勤務を開始すること。
- (2) 貸与期間の1.5倍の年数（最長9年間）において、県内病院に薬剤師として継続勤務し、そのうち2分の1以上の期間を県内の薬剤師不足病院で勤務すること。
- (3) 知事が認める教育プログラムによる研修を受講すること。

行政コース

薬剤師免許取得後、貸与期間の1.5倍の年数（最長9年間）において、大分県職員（薬剤師）として継続勤務すること。



※留意事項

- ①薬剤師不足病院の名簿は毎年更新されます。現在の名簿はこちら。
- ②薬剤師不足病院が複数ある場合、希望の病院を選択できます。
- ③両コース共に、希望の職場の採用が確約されるものではありません。

薬学修学生が、修学資金の返還免除条件として定められた業務に従事中業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき、その他知事が特に認めた場合においても、返還すべき修学資金の全部又は一部を免除することができます。

6 修学資金の返還

次のいずれかに該当するときは、修学資金及び加算金を6か月以内に返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 薬剤師国家試験受験資格を取得した日から、2年以内に薬剤師免許を取得しなかったとき。
- (3) 薬剤師免許取得後、1年以内又は第6に規定する返還の猶予の限度内に修学資金貸与の返還免除条件として定められた業務に就業しなかったとき。
- (4) 薬剤師免許を取得後、修学資金貸与の返還免除条件として定められた業務に従事した期間（最大9年間）に満たなかったとき。

7 修学資金の返還猶予

薬学修学生が次の事由に該当した場合には、修学資金の返還債務の履行を猶予します。

- (1) 契約を解除された後も、引き続き大学又は大学院に在学しているとき。
- (2) 産前・産後休暇、育児休業の場合。
- (3) 災害、疾病その他知事がやむを得ないと認めた場合。

8 申請～返還免除までの流れ

修学資金を貸与する方

公益社団法人大分県薬剤師会

「薬剤師修学資金貸与志願書」
(翌年度の薬学部進学見込者)

「薬剤師修学資金貸与申請書」
(薬学部生)

提出

審査・決定

通知書の受領

通知

修学資金貸与内定通知書
(翌年度の薬学部進学見込者)

「修学資金貸与決定通知書」
(薬学部生)

修学資金の貸与契約開始

最長6年間貸与

大学卒業

国家試験合格

不足病院等への就職

最長9年間就業

薬学部での進学や就業年毎
などの際に届出が必要です。
詳細は貸与契約書の別表を
ご覧ください。

返還免除

9 必要書類

(1) 申請書

翌年度薬学部へ進学が見込まれる方

→別記様式1号-1の「薬剤師修学資金貸与志願書」

薬学部生

→別記様式1号-2の「薬剤師修学資金貸与申請書」

※ただし、別記様式5号の「修学資金貸与内定通知書」を受けている者が別記様式1号-2の「薬剤師修学資金貸与申請書」により申請する場合は、当該内定通知書及び入学を証明できる書類（入学証明書、在学証明証等）を添付することでア～カについて省略することができます。

(2) 添付書類

ア 誓約書（別記様式2号）

イ 学長、学部長又は学校長の推薦書（別記様式3号）（既卒者を除く）

ウ 健康診断書

エ 戸籍謄本（外国籍の薬学修学生については世帯全員が記載されている住民票）

オ 修学資金の貸与を希望する学年の前学年における学業成績証明書

（貸与申請を行う年度の新規の大学入学者については、高校3年時の学業成績証明書又は通知表の写し）（申請者が薬学部生の場合）

カ 調査書（高等学校等が作成し、厳封したもの）（薬学部生を除く）

※ 修学資金の貸与志願書・申請書の連帯保証人者は2人とし、修学資金を貸与した者（以下「薬学修学生」という。）に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母とします。

なお、詳細については、大分県薬剤師確保対策実施要領や大分県薬剤師修学資金貸与事業実施規程細則をご参照ください。

(3) 提出先

公益社団法人大分県薬剤師会

（〒870-0855 大分市豊饒二丁目11番3号）

TEL097-544-4405 FAX097-544-1051



大分県
薬剤師会HP

Q&A

Q 貸与を途中でやめたい場合はどうなりますか？

A 指定の就業先に就業する意思があれば休止届を提出し、契約は継続されます。ただし貸与の再開はできません。
指定の就業先に就業する意思が無ければ契約解除となり、これまで貸与された修学資金+加算金を返還しなければなりません。

Q 家庭の事情により、県外の病院に就職した場合でも返還しなければならないですか？

A 婚姻、介護等家庭の事情での県外転出についても返還の対象です。

Q 修学資金を返還する際に加算金はどうのように計算されますか？

A 契約解除の場合、貸与時ごとの金額に貸与の翌月から契約解除の月までの期間につき年10.95%で計算した額の総和です。これに修学資金を加えた額が返還金額になります。
計算例をHPに掲載していますので参考にしてください。

その他のQ&Aはこちら→



お問合せ先

公益社団法人 大分県薬剤師会

〒870-0855 大分市豊饒二丁目11番3号

TEL097-544-4405 FAX097-544-1051